

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

関川村長 加藤 弘

市町村名 (市町村コード)	関川村 (15581)
地域名 (地域内農業集落名)	七ヶ谷・九ヶ谷地区 (蔵田島・久保・鮎谷・金俣・大石・安角・上川口・下川口・大内渚・片貝・間出・沼・ハツロ・金丸)
協議の結果を取りまとめた日	令和6年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

当地域は、一級河川荒川とその支流である大石川とこれらに注ぐ沢々に沿って農地が形成され、地域内には202.2ha(うち、農振農用地 田:154.9ha、畑:12.9ha)の農用地が広がる中山間農業地域(水田型)である。

自給的農家や兼業農家中心の当地域は、生産面での収益性や、老朽化した生産基盤、小区画で分散した農地、担い手不足等、多くの問題を抱えている。

生産面では、当地域は岩船米コシヒカリ等の主食用米を中心に、加工用米や飼料用米等の需要に応じた米生産を進めている。また、畑作物としてそばが生産されるほか、山菜や自家用野菜等の栽培も進められている。

生産基盤の面では、昭和40年代の基盤整備事業で整備された水田のほか、それ以前からの小区画の農地が多く残り、用水路等の生産基盤も老朽化が進んでいる。耕作者の農地が分散しており、集積・集約により生産性の向上を目指す担い手にとっては障害の一つとなっている。そのような中、鮎谷集落では令和9年度より基盤整備事業が予定され、営農条件の向上が見込まれる。

担い手確保の面では、耕作者の大半が70歳以上であり、近い将来、多くの離農が懸念されており、担い手の不足が懸念されている。また、人口減少の中、畦畔・農道及び用排水路等の保全や中間管理作業に限界が生じることも予想される。

【地域農業の課題】

耕作者の減少と高齢化により、既に遊休化した農地が多く見受けられている。優良な農地においては、規模拡大意向の農家への集積・集約による効率的かつ生産性の高い水田農業の実現と、法人化など継続的な営農体制の構築が望まれる。一方で、山間部付近で生産基盤の老朽化や獣害の増大のため生産性が著しく低下する農地については、将来的な粗放的な管理も見据えた利用形態の検討を進める。

基盤となる良質・高品質の主食用米生産のほか、その他需要に応じた米生産などの水稻生産を中心に、そば、こんにゃく、山菜等を中心とした畑作物の生産を進める。これらの大きな障害となる獣害対策が急務となっているほか、老朽化している用排水設備の整備・保全と、多面的機能支払制度等を有効活用した担い手と地権者等との連携による保全体制の将来的な検討が必要である。

鮎谷集落、金俣集落では、農業を核とした体験・交流事業の取り組みにより都市部住民等との交流が進むと同時に、事業を通じた地域の活性化と地域力の強化が期待される。

(2) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水田は主食用米や加工用米など需要に応じた米生産を行いつつ、必要に応じ、水利条件やほ場条件を考慮して団地化栽培を行う。畑地はそば、こんにゃくなど高収益作物の栽培を維持・拡大し、地域の農業所得の最大化を図る。

2 農業城野利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	105.22 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	100.3 ha
② 田の面積	118 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

「協議の場」で協議された農振農用地区域内の農地(青地)及び、引き続き耕作する農振農用地区域外の農地(白地)を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の取組
農地利用最適化推進委員等を含む地域及び集落において調整を行い、農地中間管理機構を通じ、担い手を中心に集積・集約化や団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じた集積を基本として行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場が小区画であったり、用排水路等の生産基盤が老朽化している集落では、農業の継続と生産性の高い水田農業の展開のため、基盤整備事業への取組について引き続き関係機関及び地域での検討を進める。 鮎谷集落では、地域合意済みである基盤整備事業について、今後の円滑な事業進行に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及びJA、県振興局等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組方針
地域の担い手への農作業委託を推進することにより、耕作放棄地の発生防止を図るほか、関川村農業DX推進協議会が主体となり、既に実施している防除作業に加え作業の効率化が期待できる事業を企画し、必要に応じて民間事業者の協力を得ながら農業のスマート化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりを実施する。また、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金や関川村鳥獣害防止対策助成事業等の活用を通じ、防除網、電気柵、フェンス等の設置を支援し、被害防止を図る。				